

- 一、タイム設置後日尚決セテ以テ應スルコト能ハス
- 二、精勤平當ト常備給トハ性質ヲ異ニスルヲ以テ繰入ルコト能ハス
- 三、會社ハ規則ニ就テハ所定調査シツ、アリ、罰則ニ對スル異議的事實ヲ辨奉スルコトハ不可能ナリ
- 四、一般工場ニ比較シ極廉ナルゴトヲ認メス之レハ二年二回ノ昇給ニ依テ希望ヲ滿スコト、信ス
- 五、健康保險法ハ會社方勝牛ニ喪失スルコトヲ得大高負担モ一紙ニ比較シ公平ナルモノト認ム
- 六、一般工場ニ比較シ決シテ低モモノニ非ス、種類ノ殊由ヲ認メス
- 七、解雇在平當ハ時ト場合事情ニヨリテ決定スヘキモノヲゴフテ制定ノ必要ヲ認メス
- 八、素人ニナルモノハ會社ニ於テハ認メテ居ラス

九、前數回并明シ置マタル通り復職ヲ認メルコト能ハス
 一〇、従業員諸君ヨリ紛議惹起セシメサルコトヲ會社ハ希望スル又會社ハ従業員ノ福利ヲモ研究シツ、アルモノナレハ此ノ矣ヲ了トセラレタシ

右及申(通) 敬候 也